

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 10 月 30 日

エン株式会社

back check 株式会社

2025 年 10 月 30 日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
エン株式会社
代表取締役会長兼社長 越智 通勝

東京都新宿区西新宿三丁目 6 番 4 号
back check 株式会社
代表取締役 須藤 芳紀

エン株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び back check 株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 10 月 1 日付けで吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2025 年 12 月 2 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、分割会社の ASHIATO 事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定に基づき事前に開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際し、その対価として、承継会社から分割会社に対しての株式、金銭その他の財産の交付は行いません。承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、上記の取扱いは相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又は分割会社の以下の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corp.en-japan.com/IR/financialreport.html>

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 分割会社による自己株式の取得

分割会社は、2025 年 5 月 14 日付けで、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、次のとおり自己株式を取得する旨の取締役会決議を行いました。

取得対象株式の種類：普通株式

取得し得る株式の総数：7,800,000 株（上限）

株式の取得価額の総額：50 億円（上限）

取得期間：2025 年 5 月 16 日～2026 年 4 月 30 日

取得方法：東京証券取引所における市場買付

② 分割会社の期末配当

分割会社は、2025 年 6 月 25 日を効力発生日として、分割会社の普通株式 1 株につき金 70 円 10 銭（総額 3,023 百万円）の剰余金の配当を行いました。

③ 分割会社による承継会社の子会社化

分割会社は、2025 年 8 月 13 日開催の取締役会において、承継会社の全株式を取得し、100%子会社化することを決議いたしました。その後、2025 年 9 月 30 日付けで全ての株式を取得し、子会社化いたしました。

詳細につきましては、分割会社の 2025 年 8 月 13 日付けプレスリリース「株式会社 ROXX の新設分割会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 本効力発生日後における分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本効力発生日以降における分割会社の資産の額は、負債の額を上回る見込みであり、また、本効力発生日以降において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本効力発生日以降における分割会社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本効力発生日以降における承継会社の資産の額は、負債の額を上回る見込みであり、また、本効力発生日以降において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本効力発生日以降における承継会社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

以上

吸収分割契約書

エン株式会社（以下「甲」という。）と back check 株式会社（以下「乙」という。）は、甲が本事業（第 1 条に定義する。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第 5 条に定義する。以下同じ。）をもって、会社法に基づく吸収分割の方法により、甲がリファレンスチェックサービス「ASHIATO」事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項に定義する。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（分割当事者の商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：エン株式会社

住 所：東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：back check 株式会社

住 所：東京都新宿区西新宿三丁目 6 番 4 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細書」（以下「別紙」という。）のとおりとする。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後遅滞なく、相互に協力してその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際し、本権利義務の対価として、株式その他の金銭等を交付しない。

第5条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年12月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意により効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本分割のために法令、定款及び社内手続上必要とされる手続をそれぞれ履践するものとする。なお、本分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割及び同法第796条第1項に定める略式分割の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に関し、何ら競業避止義務を負わないものとする。

第8条（善管注意義務）

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第9条（費用）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別途合意した場合を除き、各自の負担とする。

第10条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本分割について法令上必要な行政官庁の許認可等を得ることができなかった場合、又は本契約に従った本分割の実行が合理性を欠く事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、合意により本契約を変更し、又は相手方への通知により本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し、必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

(甲)

住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
会社名	エン株式会社
代表取締役会長兼社長	越智 通勝 ⑩

(乙)

住 所	東京都新宿区西新宿三丁目 6 番 4 号
会社名	back check 株式会社
代表者	須藤 芳紀 ⑩

承継権利義務明細書

甲は、令和7年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙は、これを承継する。

1 資産

本事業に関する現預金、売掛金、有価証券、有形固定資産、その他の資産。

2 負債

本事業に関する買掛金、未払金、その他の負債。

3 知的財産権等

本事業に関する甲の知的財産権及びノウハウは承継しない（ただし、本事業に必要な範囲で甲が許諾する。）。

4 契約関係

本事業に関する契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、本事業以外の、甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに付随する権利義務は除く。

5 雇用契約

本事業に従事する、甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されない。

以上

別紙 2

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	73,999,952	流動負債	67,207,893
固定資産	2,207,941	株主資本	9,000,000
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	8,000,000
資産合計	76,207,893	負債合計	76,207,893